

# 協 定 書

愛知県公立大学法人愛知県立大学（以下「甲」という。）と瀬戸市教育委員会（以下「乙」という。）は、学校で教育活動支援を行うボランティア学生の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲の派遣する学生が、瀬戸市立学校において、必要とされる教育活動の支援を行うことにより、教育活動の活性化を図るとともに、学生の資質の向上を図ることを目的とする。

（派遣学生の決定）

第2条 甲は、派遣学生の希望と学校の希望が一致する者を推薦し、学校の合意を得て学生を派遣する。

（活動の内容等）

第3条 派遣学生の活動内容、期間および条件については、校長と派遣学生との間で決定する。その他、当該活動について必要な事項は、当該校長と甲の担当者との合意により、決定する。

（活動の成果等）

第4条 活動の成果は両当事者に属し、速やかにこれを広く地域住民および県民に公開し、その利用に供するものとする。そのため甲乙両者は自らに属する刊行物等の可能な方法を用いるものとする。

（災害補償）

第5条 学生の派遣期間中の災害補償については、乙はその責任を負わない。

（保険加入）

第6条 甲は、派遣学生にボランティア保険等に参加させる。

（協定廃止）

第7条 本協定は、甲または乙の申し出により、協議の上、廃止できるものとする。

（雑則）

第8条 本協定に定める事項で疑義が生じたとき、または本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲乙それぞれ記入押印のうえ、各自1通を保管する。

平成20年5月7日

甲 愛知県公立大学法人  
愛知県立大学

学長

佐々木雄吉



乙 瀬戸市教育委員会

教育長

大澤義洋

